

令和3年度 第11回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和4年2月2日（水）午後3時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）川原悟
 （教育委員）長下亜希 （教育委員）橋本茂子
 （教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡木徳人 （総務係長）遠岳祐二

- 教育長挨拶
- 議題
 - （1）議事録の承認について
 - （2）議案審議
 - 議案第23号東彼杵町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則
 - （3）報告事項
 - ①1月行政報告
 - ②2月行事予定
 - ③いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する経過について
 - ④「学校給食への異物混入防止及び混入時対応マニュアル」の改訂に係る途中経過について
 - （4）その他

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

新型コロナウイルスの急速な感染拡大による学校の状況、感染対策ガイドラインの見直しなどについて報告を行う。このほか教職員の新たな人事評価制度、校長会で予定している説示の内容等を紹介し挨拶を行う。

議題

(1) 議事録の承認について

教育次長

先に送付していましたが令和3年度第10回定例教育委員会の議事録について、ご意見などが無ければ承認をお願いします。

教育長及び教育委員全員

承認する。

(2) 議案審議

教育次長

議案第23号東彼杵町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について審議をお願いします。

議事の進行を教育長をお願いします。

教育長

これから、議案の審議を行います。

議案第23号東彼杵町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則についてを議題とし、審議を行います。

本案について事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

提案の理由を説明します。

学校給食費会計が令和4年度から公会計に移行することに伴い、所定の改正が必要であること、また学校給食センターに配置する職員について、変更を行う必要があるため本案を提出するものです。

改正の中で、第2条と第5条は配置職員に関するもので、現行では主査を配置すると規定していますが、実際は係長を配置していますので、適用を令和3年4月1日からとし、主査を係長に改めるものです。

その他の改正については公会計に関するもので、学校給食センター運営委員会の組織や会議等について所定の改正を行い、適用を令和4年4月1日からとしており、公布の日から施行することとしています。

(資料により一部改正の内容を説明する。)

教育長

これから質疑を行います。

山口委員

運営委員会の委員は、どの様な構成になっているのですか。

教育次長

委員は9名で、町立学校3校のそれぞれの校長とPTA会長、学校医代表と議会選出の委員、教育委員会から教育次長が委員になっています。

事務局は給食センター職員が行っています。

山口委員

学校の栄養教諭は委員に入っていないのでしょうか。

教育次長

栄養教諭は事務局に入っています。

川原委員

第11条で会議は年1回以上必要に応じて開催するとなっておりますが、年1回以上と必要に応じてを分けて書いたほうが良いのではないのでしょうか。

教育次長

現行の運営委員会は、定例会として年2回、9月と3月に開催し、予算決算の承認と給食センターの運営方針、給食費単価などを審議し、決めています。公会計に移行するため、予算決算の承認と給食費単価の決定は無くなりますので、定例で開催する必要はなくなりますが、学校給食の企画運営方針や委員の委嘱、給食単価の検討など年1回は会議を開く必要がありますので、その様に規定しました。

それ以外は必要が生じた場合に開催するという事で、定例会を会議に改めています。

山口委員

年1回は開催する必要があるのであれば、必要に応じてを削除してはどうでしょうか。

教育長

只今のご意見は、質疑の後、原案についてお諮りしますので、その時に審議することにして、質疑を続けたいと思いますが、どうでしょうか。

全教育委員

異議無し

教育長

他に質疑はありませんか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

これから、議案第23号東彼杵町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則についてお諮りします。

先ほど、ご意見がありました第11条の「運営委員会の会議は、年1回以上必要

に応じて開くものとする。」について、「必要に応じて」を削除してはどうかのご意見が出ていますが、その様に改めたうえで、承認することよろしいでしょうか。
全教育委員

異議無し

教育長

異議無しと認めます。

従いまして、議案第23号東彼杵町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則は、原案の第11条中、「必要に応じて」を削除し、その他は原案のとおり承認することに決定します。

以上で議案の審議を終わります。

(3) 報告事項

- ・教育次長が資料により、1月行政報告と2月行事予定を報告する

質疑

山口委員

中学校整備に関する意見書受領とありますが、どの様な内容ですか。

教育次長

中学校の整備方針につきましては、以前教育委員会でも報告していますが、整備方針や施設の現状について保護者に説明を求める内容になっているようです。

これについては、町長が中学校PTA役員に直接説明を行っていますが、一部の保護者から意見交換も含めて説明会の開催要望が意見書として出ています。

- ・教育長がいじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する経過を報告する。
(個人情報踏むため、詳細の記載は省略)
- ・教育次長が「学校給食への異物混入防止及び混入時対応マニュアル」の改訂に係る途中経過として、以下の事項を報告する。

○施設関係

- ・調理器具等の日常点検における点検票を作成し、結果を全職員が共有する。
- ・調理器具の更新時期を定め、劣化等が生じる前に買い替える。
- ・調理機器(スライサー、食洗器、消毒保管庫、大鍋など)は、最低でも年1回は専門業者による点検を実施する。

○調理関係

- ・ビニール袋などを開封する時は、切れ端が生じないように切る。
- ・揚げ物などは手で触らず、トングなどの器具を用いる。

○配膳関係

- ・食缶は常に伏せた状態で置いておく。
- ・食缶に給食を移す前に食缶の中を目視し、異物の混入が無いかを確認する。

○その他

- ・保護者等への報告並びに公表に係るガイドラインを作成する。

質疑なし

(4) その他

教育次長が資料を配付し、平成27年度からの町内出生数を基に、令和14年度までの児童生徒数の将来推移を学校別に報告する。

次に、参考資料として令和4年1月31日付け、3市町村教委連第24号で長崎県市町村教育委員会連絡協議会から通知された「令和4年度「人事異動」「教育行政」に関する要望に対する県教育委員会教育長からの回答について」及び2月22日臨時教育委員会で審議を予定している指導主事の設置規則（案）を配付する。

次回、2月22日の臨時教育委員会を確認のうえ、第12回定例教育委員会の開催を3月1日（火）15時からの開催を決定する。

16時32分 閉会

議事録署名

令和4年3月 / 日

教育委員

山口直登 

教育長

粒崎秀人 

